

## 2. 目指すべき県土構造の考え方

# 基本構成

## ・基本構成

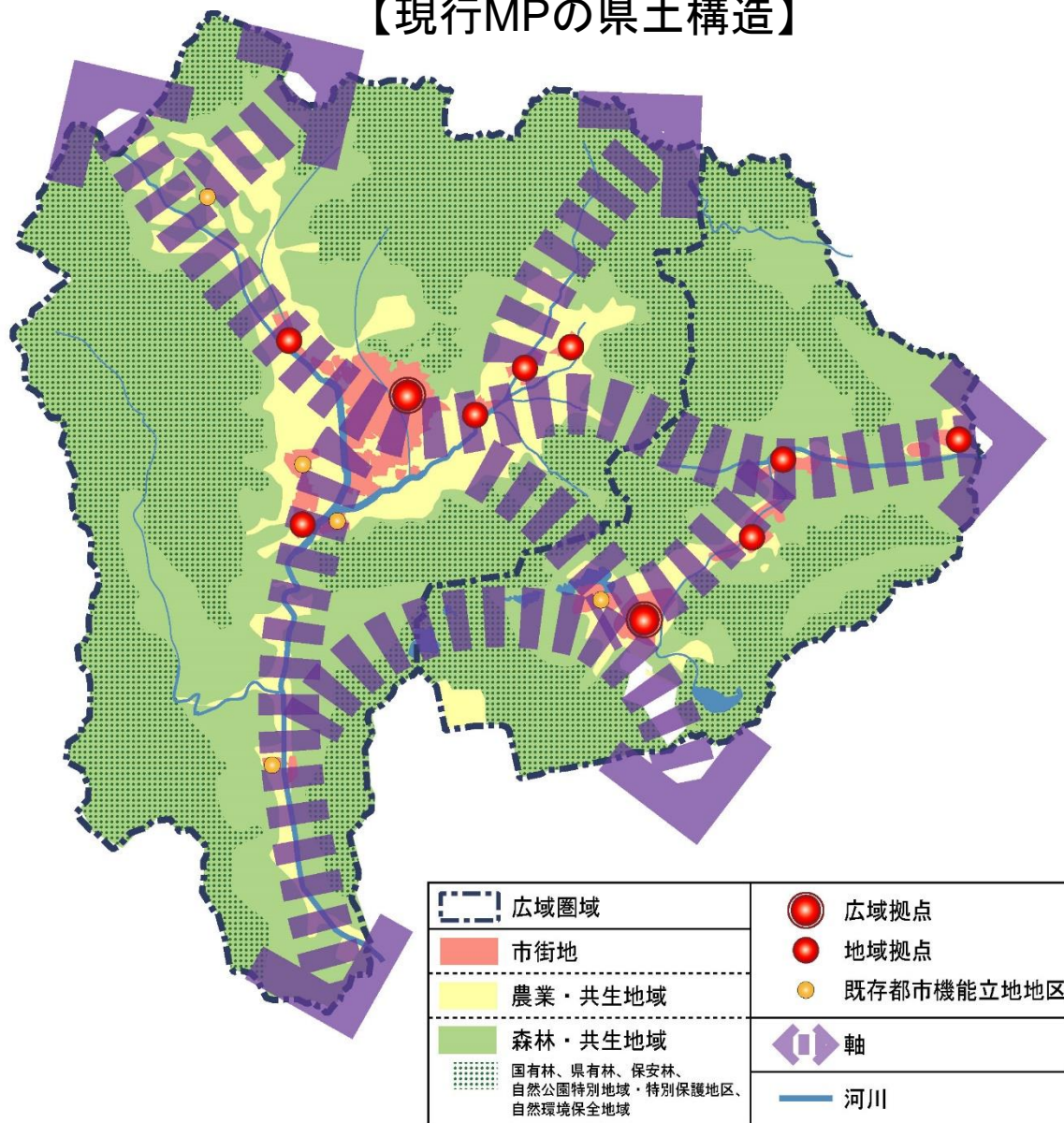
・引き続き「都市機能集約型都市構造の実現」を目指していくことから、県土構造の基本構成についても現行マスタープランの考え方を踏襲し、「拠点」「軸」「土地利用区分」「広域圏域」により示す。

### 【県土構造の基本構成】 ※現行MPを踏襲

拠点	都市の活力・魅力・暮らしを支える	都市機能集約型都市構造の形成に向けて、行政、業務、居住、文化、商業等の都市機能の集積や公共交通等によるアクセシビリティ、都市基盤のストック等に配慮して、山梨県における都市の活力・魅力・暮らしを支える拠点を位置づける。
軸	連携や交流を支える	道路・鉄道などの交通体系や情報・通信網及び自然・歴史・文化等の地域資源のネットワーク等に配慮して、地域間や県内外との連携・交流等を促進する軸を位置づける。
土地利用区分	都市地域と農業・森林地域との共生、都市生活を支える	拡大成長を前提とした都市づくりから転換し、地域の持続性や自立性の向上を図るため、都市環境と自然環境が調和し、地域活力を高め維持できる土地利用を目指す。
広域圏域	安全・安心な地域づくりと暮らしを支える	人々の都市活動の範囲が行政区域を越えて広域化している中、拠点間の役割分担や連携を図り、人々が多様な都市的サービスが受けられる安全・安心で暮らしやすい広域圏域を目指す。

# 基本構成

【現行MPの県土構造】



# 拠点

## ・階層別の各拠点の設定

- ・広域拠点、地域拠点については、徐々にではあるが都市機能等の集約化が図られており、今後も持続可能な拠点としてその育成を進めていく。
- ・リニア山梨県駅周辺は、リニア環境未来都市整備方針に示された機能を基本に、今後の計画検討の進捗に合わせて記載内容を検討していく。
- ・地区拠点は別途検討しているものを反映させていく。

### 【階層別の各拠点(都市的拠点)の考え方】 ※改定MPの考え方

広域拠点	山梨県の自立的発展を図るため、利用圏域が複数の市町村にまたがるような拠点として、国際化、情報化の進展に対応した中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、国際交流、商業等の都市機能の集積を図る	現行MPを踏襲 (2地区)
地域拠点	都市圏域の自立を支え、牽引する拠点として、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、生活圈や経済活動の広がりに応じ複数の都市機能を有し、不足する機能は地域拠点間同士もしくは広域拠点との連携により互いに補完する。	現行MPを踏襲 (18地区) ※準ずる地区含む
地区拠点	身近な生活に密着した活動を支える拠点として、公共公益施設、日用品を扱う商業施設等の日常サービスを提供する。	現在調整中

### 【新しい拠点の考え方】 ※改定MPの考え方

広域交流拠点	リニア山梨県駅を中心に交通結節機能、観光交流・産業振興機能を担う拠点を創出する。	リニア山梨県駅周辺
--------	--	-----------

## 拠点

### (参考1) 山梨県が考えるリニア駅周辺整備

・リニア駅周辺は「世界に開かれた交流拠点」の形成を目指して以下のような機能を整備することとしている。

- ・本県の新たな玄関口として、県内各地との円滑な移動手段(交通結節機能)を確保
- ・国内外の観光客や県民が利用する情報発信機能やサービス提供機能を有する施設
- ・様々な交流・活動の拡大を図るコンベンション機能などを有する交流施設やイベント広場
- ・近郊における産業集積の呼び水となるインキュベーション機能や研究開発機能などを有する産業振興に資する施設
- ・多くの人々に魅力的な空間を提供する緑地 など

※「リニア駅周辺整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル企画提案参考資料」より



# 拠点

## (参考2)リニア環境未来都市整備方針

- ・リニア環境未来都市に必要な取り組みの基本的内容を明らかにする指針。
- ・リニア駅周辺は、北側に交通エリア(交通広場、SIC、P&R駐車場)、南側に観光交流・産業振興エリアを配置。

図 リニア駅周辺の概要(イメージ)

※今後の各種設計などにより変更があります。

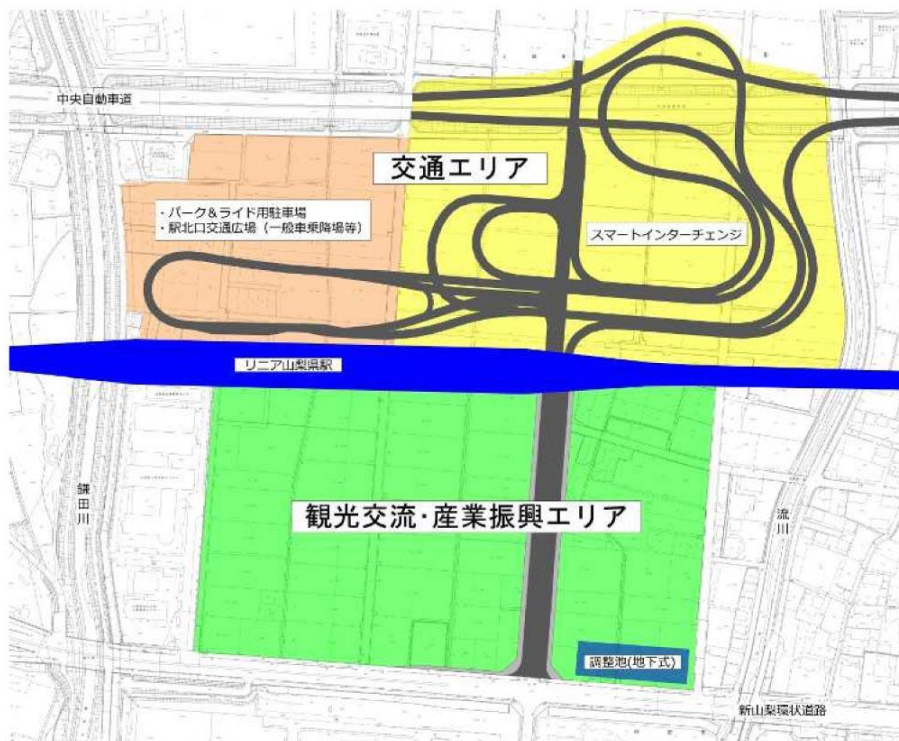


図 将来の土地利用のイメージ

将来の土地利用イメージ

### リニア駅近郊

#### 未来都市産業ゾーン

既存の工業団地等やそれらと連携するところ  
既存の農業生産活動が行われているところ

企業や団体のオフィス、生産拠点、研究・研修施設などの業務施設が農地と共存しながら立地

#### 未来都市居住ゾーン

リニア駅へのアクセスがよいところ

リニア通勤者の住宅などが農地と共存しながら立地

#### 未来都市拠点(駅の徒歩圏)

駅の利便性を享受する各種業務施設、文化・交流施設、生活利便性の確保に寄与する商業施設、交通結節点の機能を活用した宿泊施設などが周辺環境と調和を図り未来都市拠点を形成

リニア駅周辺  
観光交流施設  
産業振興施設など

#### 未来都市居住ゾーン

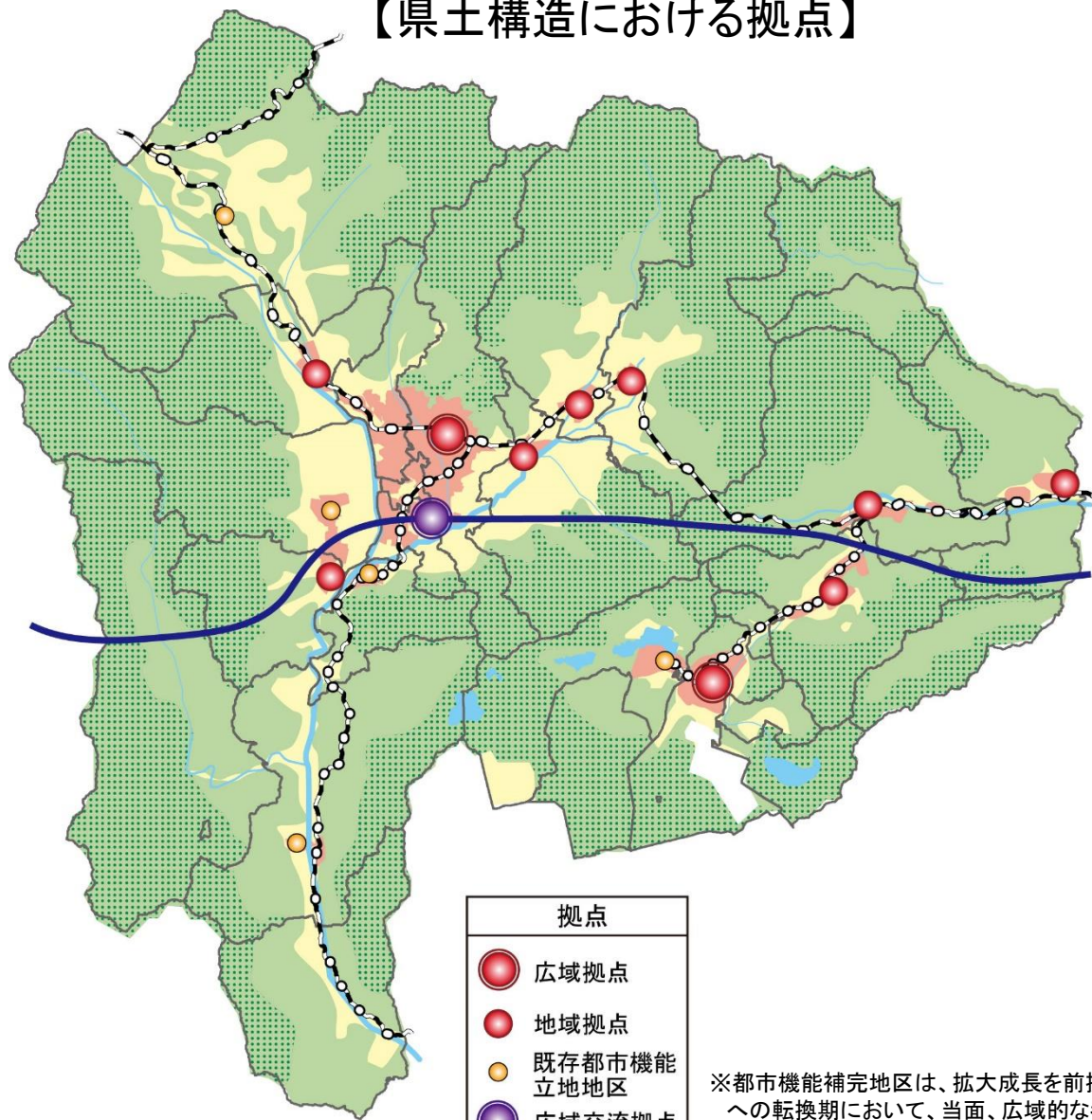
里山や農村集落など豊かな自然環境が身近なところ

二地域居住者の住宅などが農地や自然環境と共存しながら立地

※この図はイメージを表したもので、具体的な位置を示すものではありません。

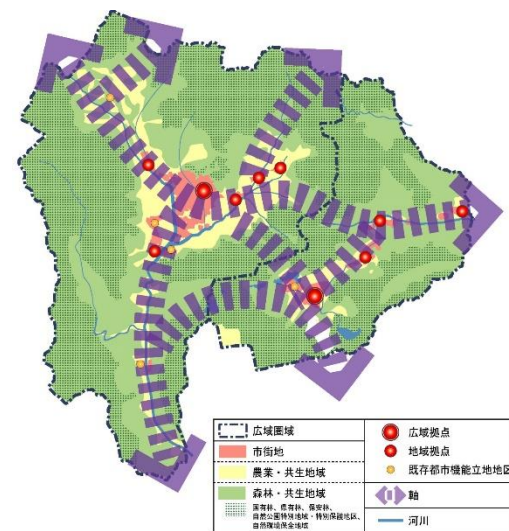
# 拠点

## 【県土構造における拠点】



拠点	
	広域拠点
	地域拠点
	既存都市機能立地地区
	広域交流拠点

(現行MPの県土構造)



	広域圏域		広域拠点
	市街地		地域拠点
	農業・共生地域		既存都市機能立地地区
	森林・共生地域		軸
	富貴林、低層林、低層林、自然環境保全地域、特別保護地区、自然環境保全地域		河川

※都市機能補完地区は、拡大成長を前提とした都市構造から持続可能な都市構造への転換期において、当面、広域的な都市機能の受け皿とするものであり、当面の位置づけとすることから、県土構造には記載しない。

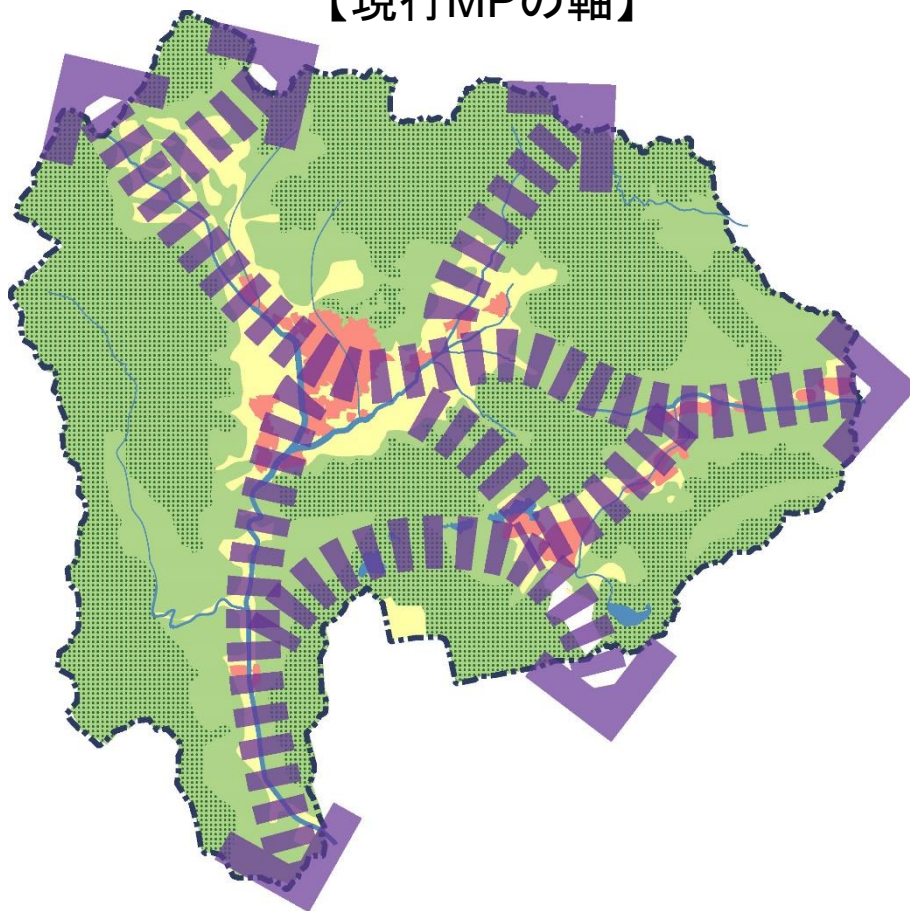


# 軸

## ・軸の位置づけ

- ・軸は、拠点同士や拠点と県外を結び、人やもの、情報などの交流、連携、支援などの機能を担う。
- ・拠点間をつなぐ公共交通、幹線道路等を構成要素として位置づけ。

【現行MPの軸】





## 2. 目指すべき県土構造の考え方

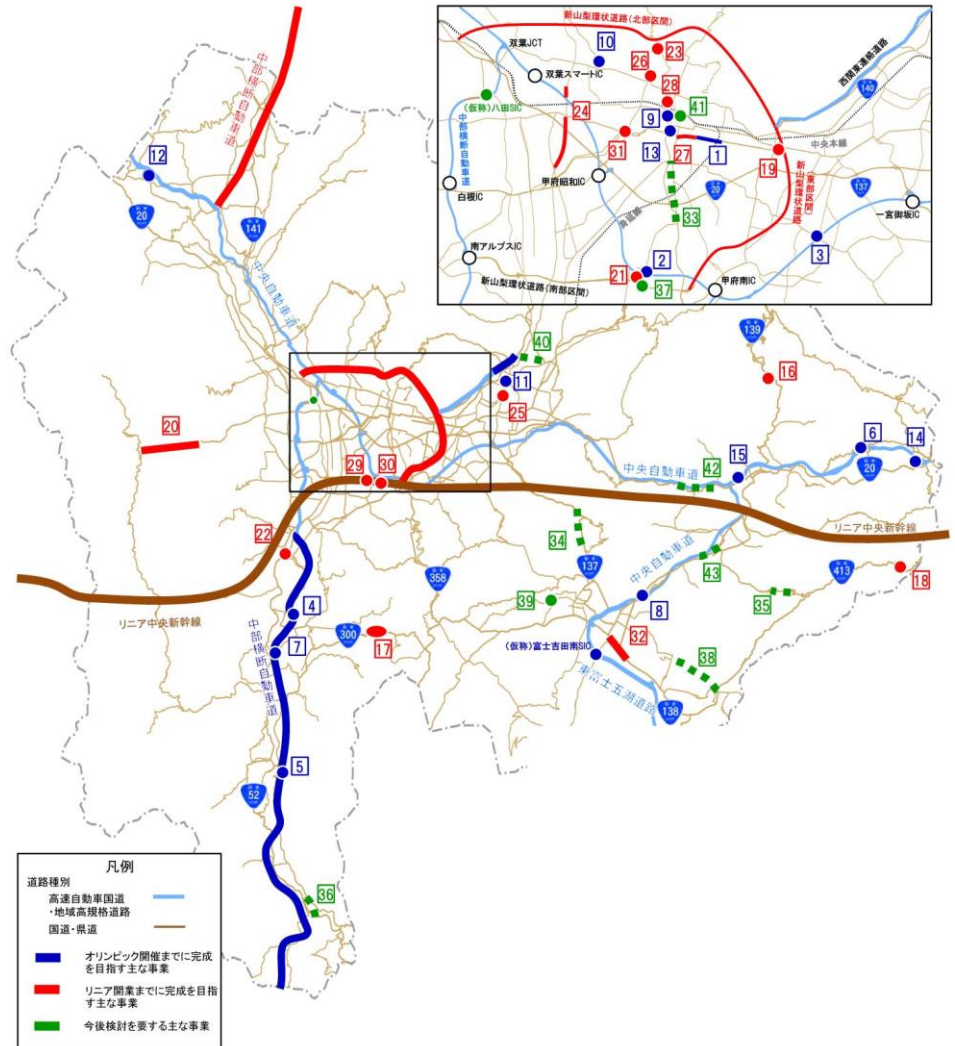
# 軸

### 【リニア開業時の広域交通網】

(県外)



(県内)



(注1) 図示事業は事業主体が県以外の事業も含まれます

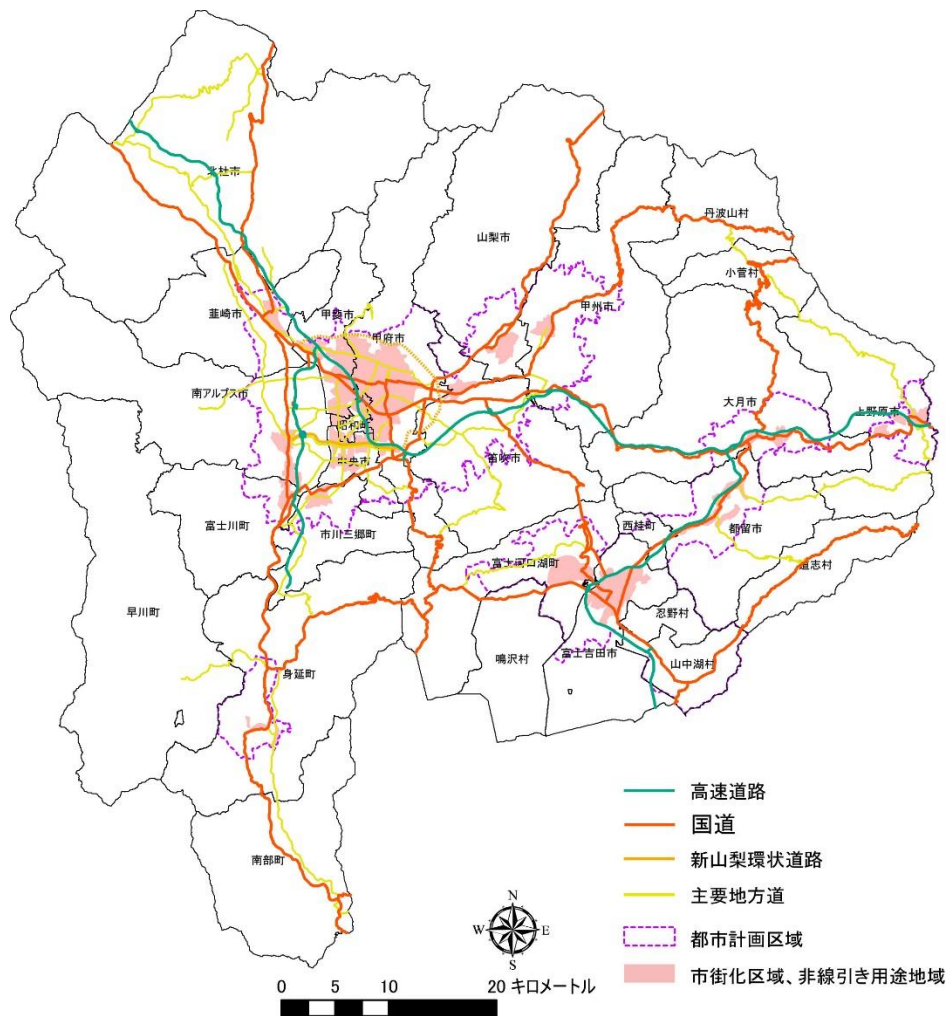
(注2) 県以外の事業については、供用目標が示されていない場合、県の要望に基づき記載しています

資料：山梨県社会資本整備重点計画(第三次)(H27.12)

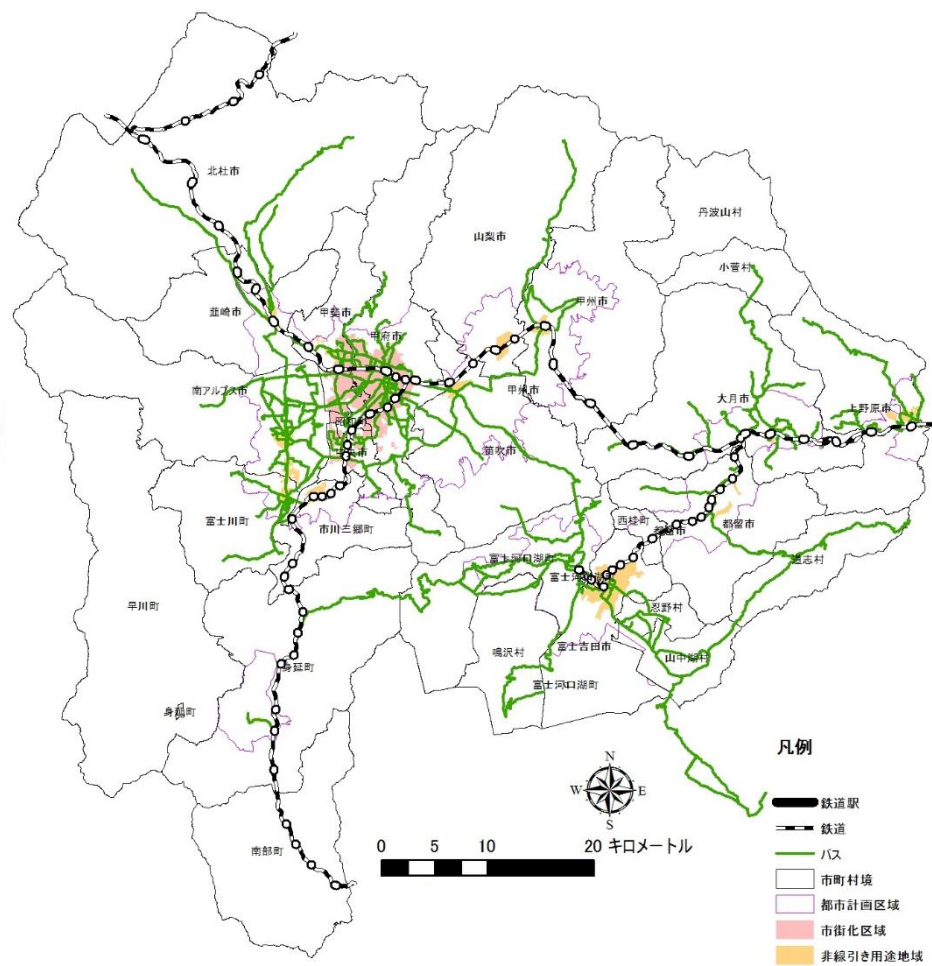
## 2. 目指すべき県土構造の考え方

# 軸

### 【県内幹線道路網】



### 【公共交通(鉄道、路線バス)】

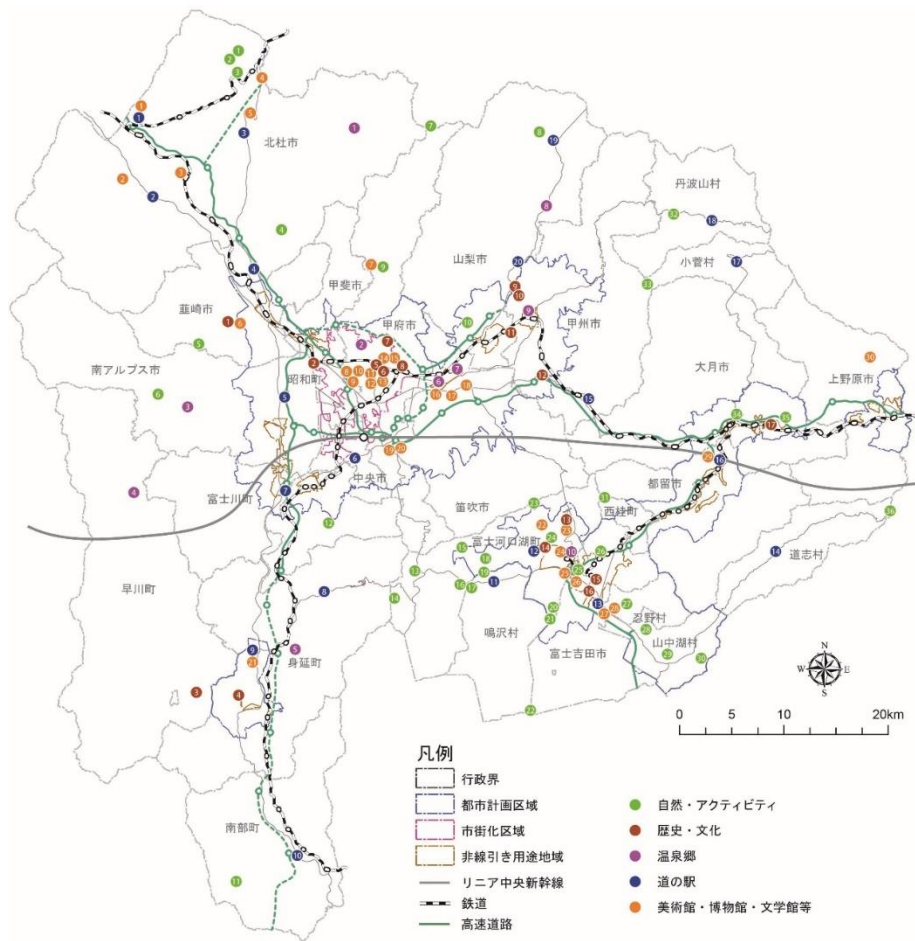
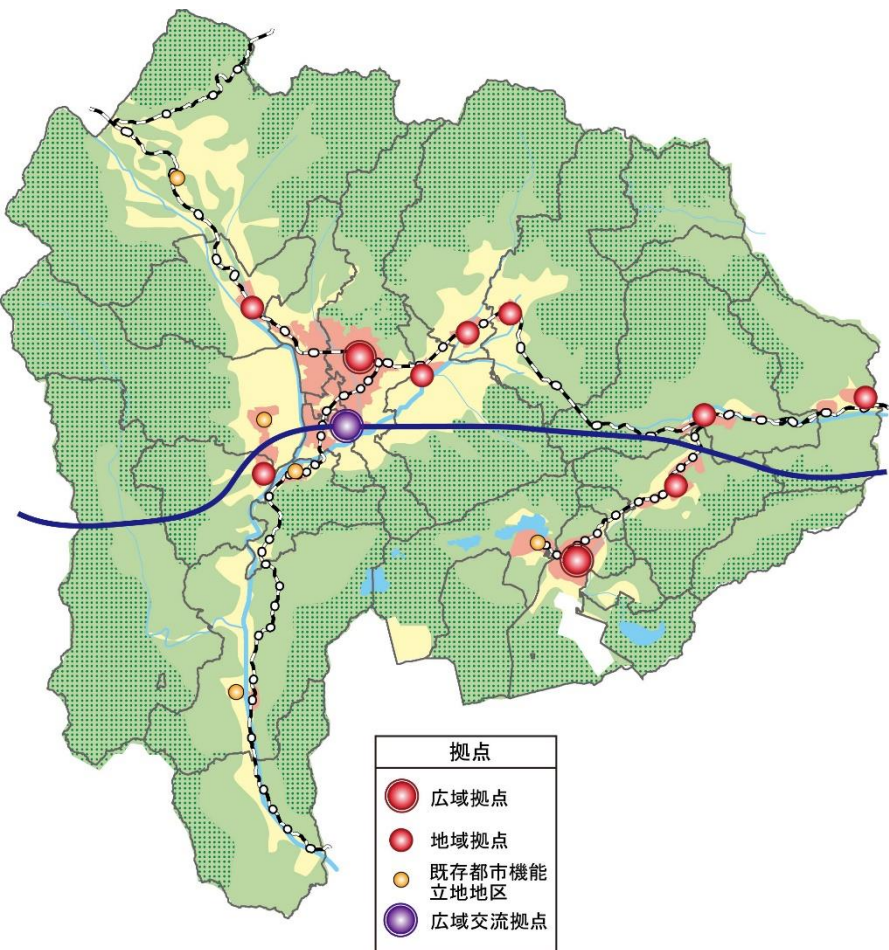




# 軸

【拠点】

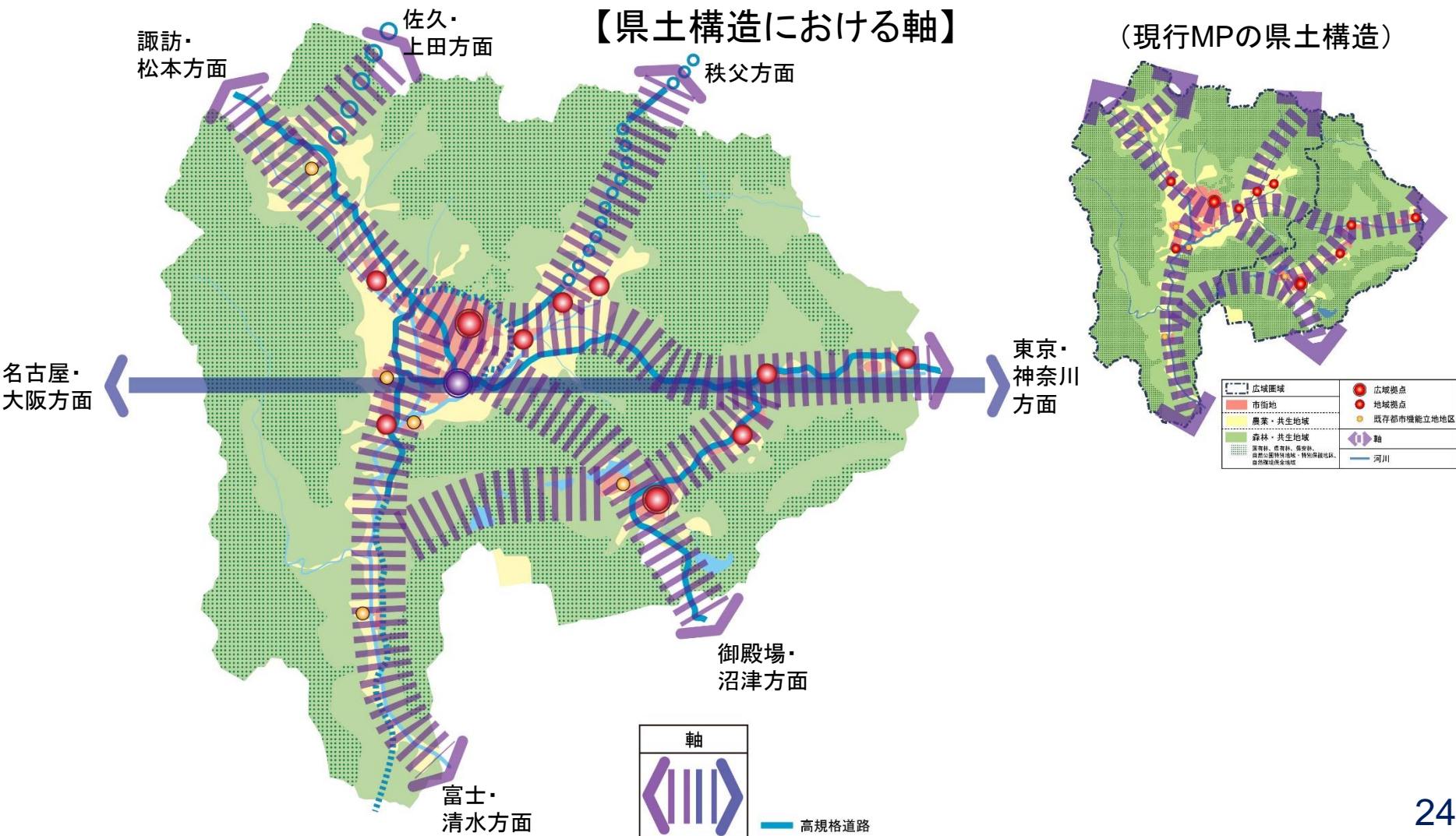
【主要観光資源の分布状況】



# 軸

### ・県土構造における軸の設定

・現行MPの軸を基本としつつ、リニアによる広域連携を加味した軸を設定する。



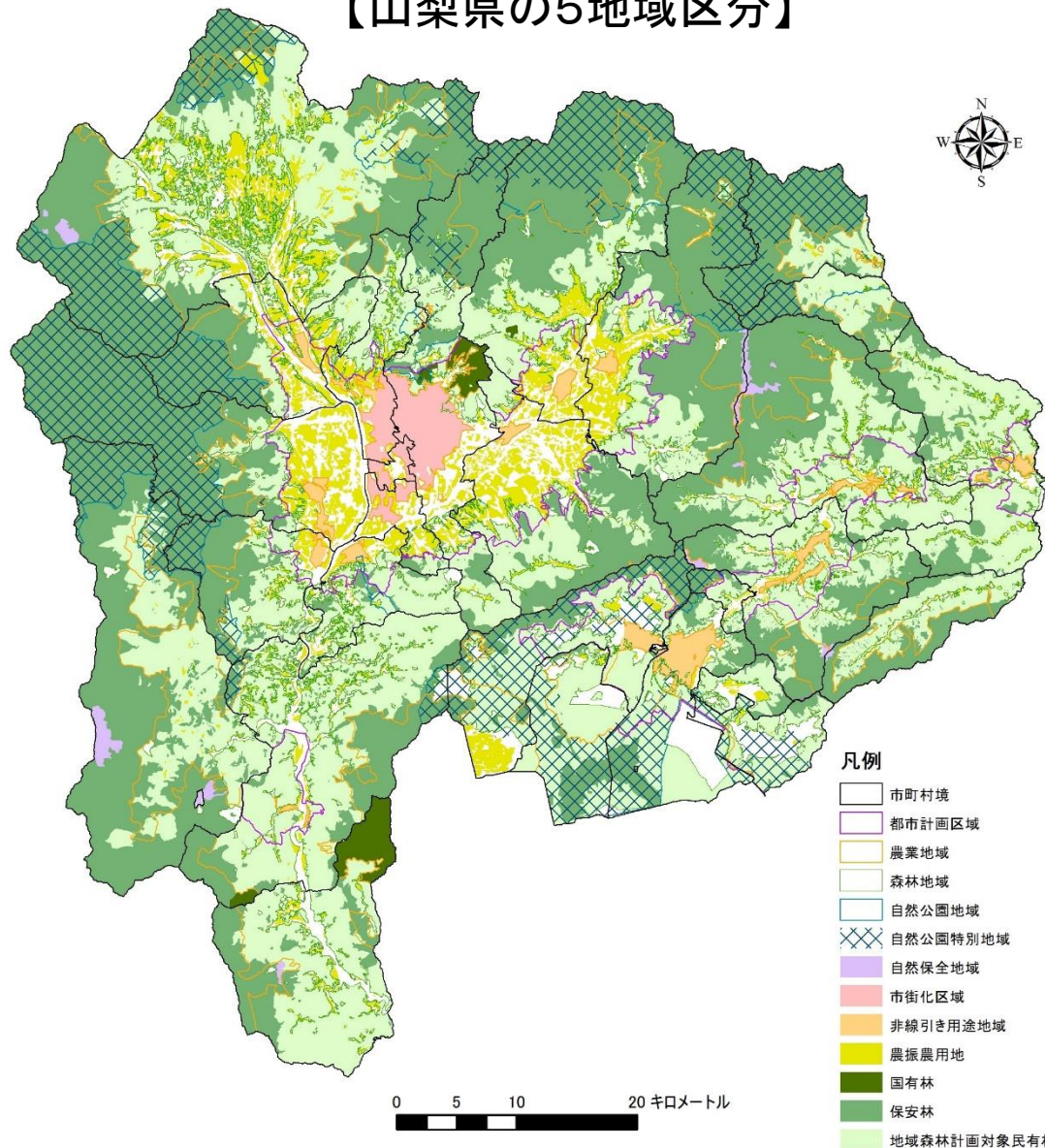


# 土地利用区分

## ・土地利用の構成

- ・本県の土地利用は、盆地を中心に市街地が広がり、それを取り囲むように農地や農村集落があり、さらにその周りを里山や山林が取り囲んでいる。
- ・このような土地利用構成に大きな変化はないことから、県土構造の土地利用の構成についても現行MPの考えを踏襲していく。

【山梨県の5地域区分】



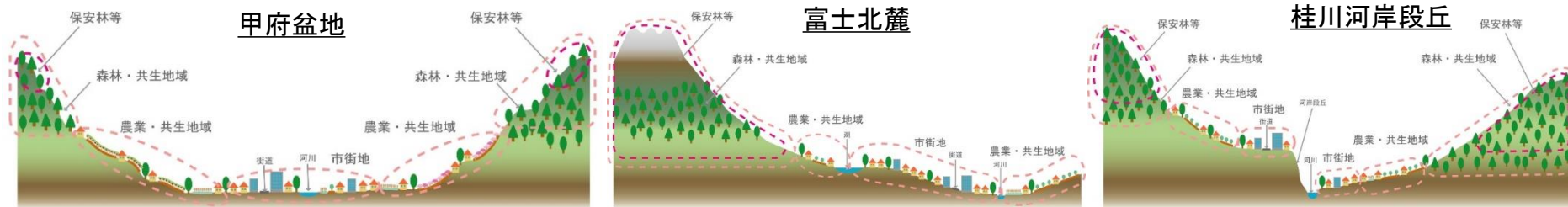
# 土地利用区分

## ・「共生」のイメージ

・本県の農地や森林は、生活や交流、安全、環境など様々な機能を持っており、都市と密接に関連している。

### 【共生の具体的なイメージ】

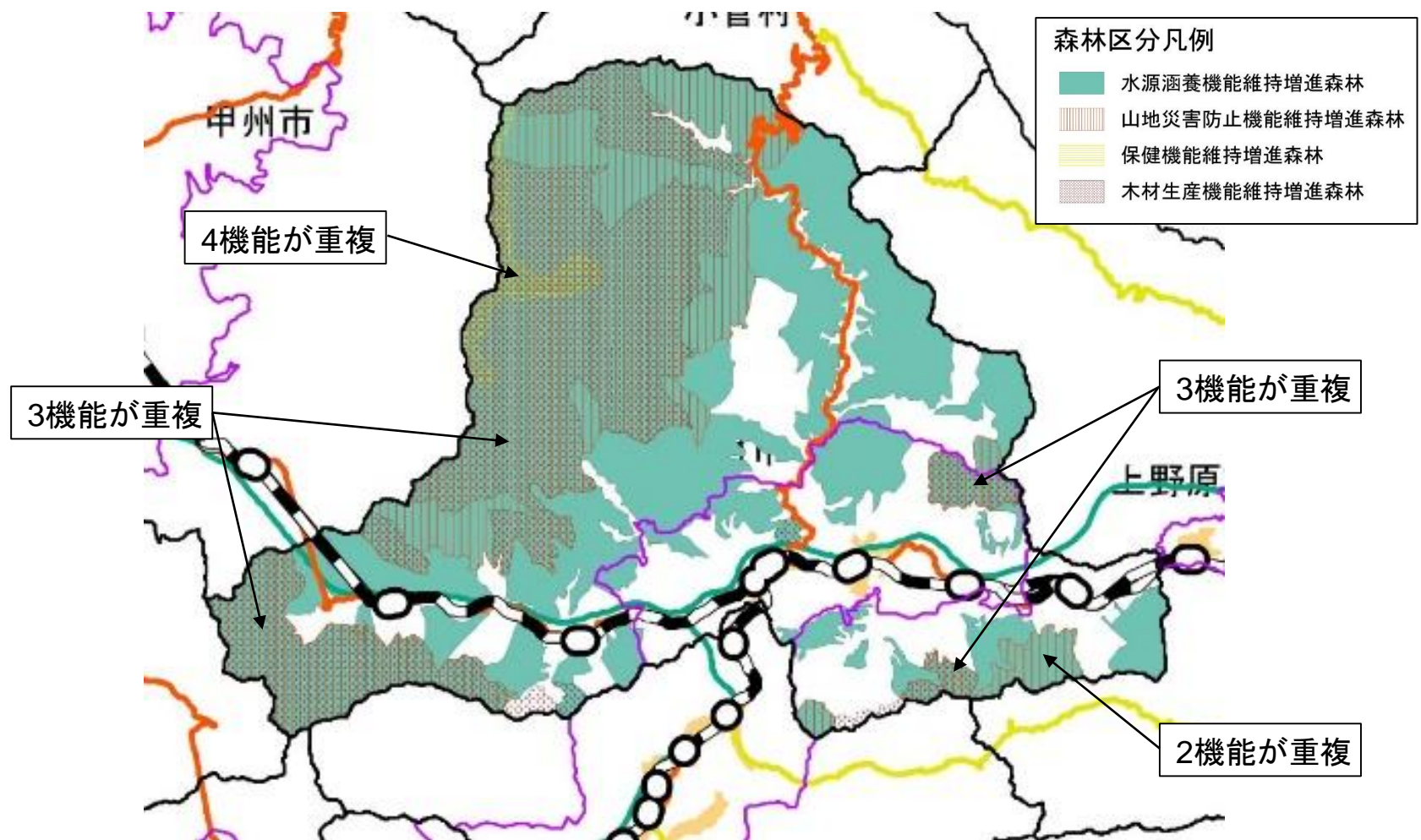
	生活と生業の場	都市住民との交流の場	都市の生活を支える場	都市の安全を支える場	都市の快適な環境を育む場
農業・共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市や集落とその周辺での農業の営み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園</li> <li>・観光農園</li> <li>・農業体験</li> <li>・食育等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農・畜産物の供給等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保水機能</li> <li>・土砂災害防止機能等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートアイランド防止</li> <li>・生態系の保全</li> <li>・歴史・文化的な景観等</li> </ul>
森林・共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落とその周辺での林業の営み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山登り、ハイキング</li> <li>・林業体験</li> <li>・休養、森林浴</li> <li>・環境学習等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の供給等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保水機能</li> <li>・土砂災害防止機能等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2の吸収</li> <li>・生態系の保全</li> <li>・歴史・文化的な景観等</li> </ul>



# 土地利用区分

## (参考) 森林の機能区分(大月市の例)

・市町村森林整備計画では多くの地区で機能が重複しており、森林区域を「保全」と「活用」などの目的別に区分することは難しい。





# 土地利用区分

## ・土地利用の考え方

- ・現行マスタープランの考え方を踏襲しつつ、農業・共生地域、森林・共生地域については、共生の具体的なイメージをもとに、都市との関係性や都市防災のための適切な管理及び保全の考え方を追加する。

### 【土地利用の考え方】

市街地	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市機能、居住機能、産業業務機能等の適切な配置と密度構成、土地利用の規制誘導や都市基盤の整備等を通じて、それぞれの土地利用にふさわしい市街地環境の形成を図る。</li><li>・必要以上の市街地拡大を抑制し、農地や森林などの土地利用との健全な調和を目指していく。</li></ul>
農業・共生地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・優良な農地と、都市的土地利用と農地が共存する農村集落があり、農業振興地域整備計画等と協調しながら、良好な農地等の保全や、居住環境と営農環境の共存を図る。</li><li>・市街地に近い農地については、都市の豊かな暮らしを支える地域として、その保全・活用を図る。</li><li>・保水機能など都市の安全を支える地域でもあり、農地や関連施設の適切な管理・保全を進める。</li></ul>
森林・共生地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・比較的市街地から離れており、法規制や土地所有者の状況により適切な環境保全が図られている地域については、地域森林計画、自然公園の公園計画等に沿って保全していく。</li><li>・集落に接した森林や観光地などで開発圧力が高い地域は、地域森林計画等と協調しながら環境や景観の保全に配慮しつつ、都市的土地利用との調和のとれた適切な土地利用を図る。</li><li>・保水機能や土砂災害防止など都市の安全を支える地域でもあり、林地や関連施設の適切な管理・保全を進める。</li></ul>



# 土地利用区分

## ・土地利用区分ごとの設定の考え方

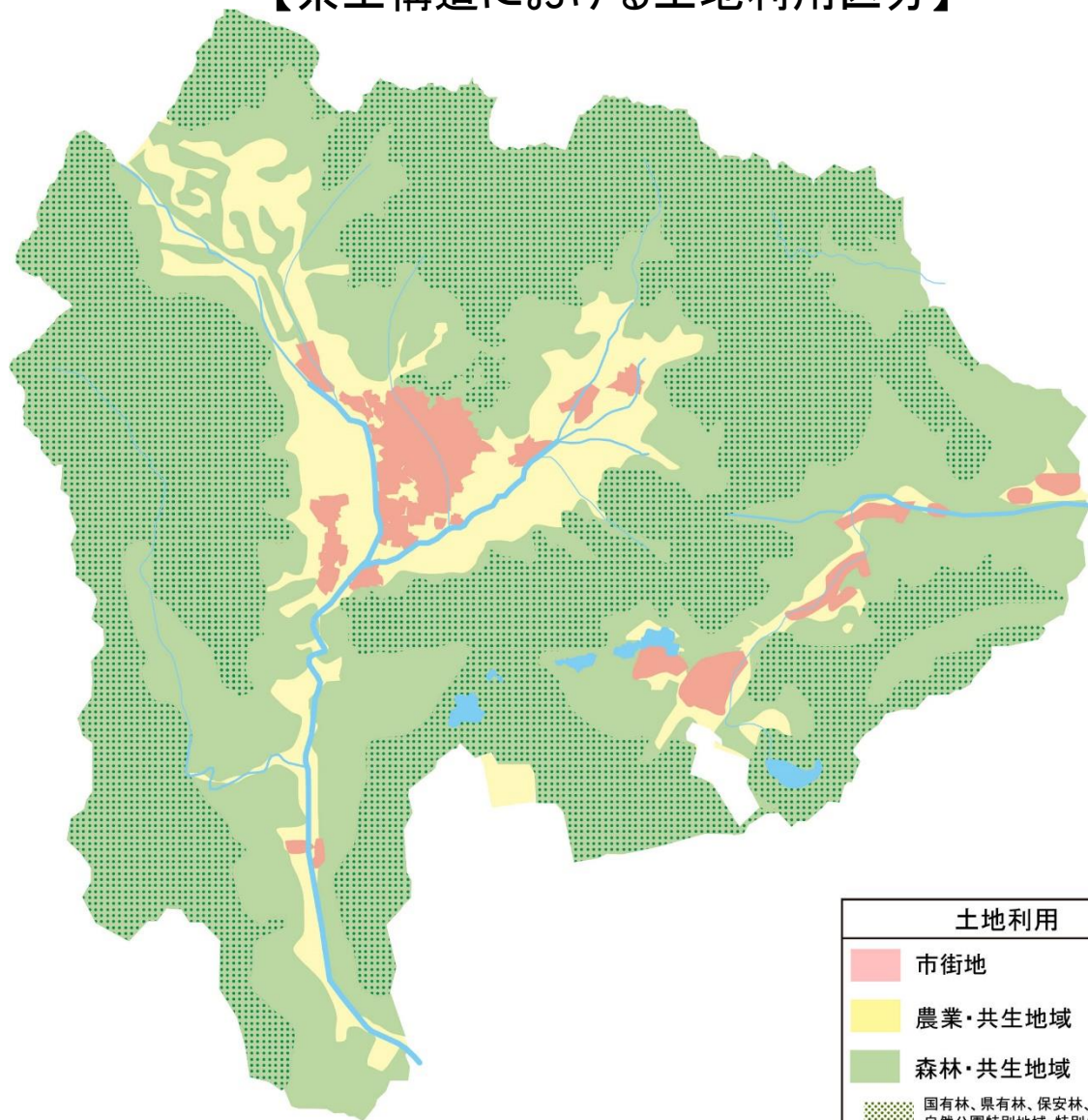
- ・土地利用区分ごとの設定の考え方は、基本的に現行マスタープランの考え方を踏襲する。

### 【土地利用区分ごとの設定の考え方(現行MPを踏襲)】

市街地	<ul style="list-style-type: none"><li>・市街化区域</li><li>・非線引き用途地域</li></ul>
農業・共生地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業地域内の農用地およびその周辺の集落地</li></ul>
森林・共生地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記以外の森林地域</li><li>・土地利用規制の厳しい地域(国有林、県有林、保安林、自然公園特別地域・特別保護地区、自然環境保全地域)は別途位置づけ</li></ul>

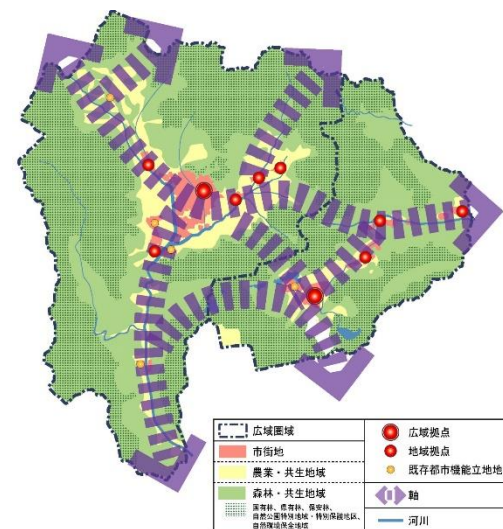
# 土地利用区分

【県土構造における土地利用区分】



土地利用	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red;"></span>	市街地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	農業・共生地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen;"></span>	森林・共生地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px dotted black;"></span>	国有林、県有林、保安林、 自然公園特別地域・特別保護地区、 自然環境保全地域

(現行MPの県土構造)



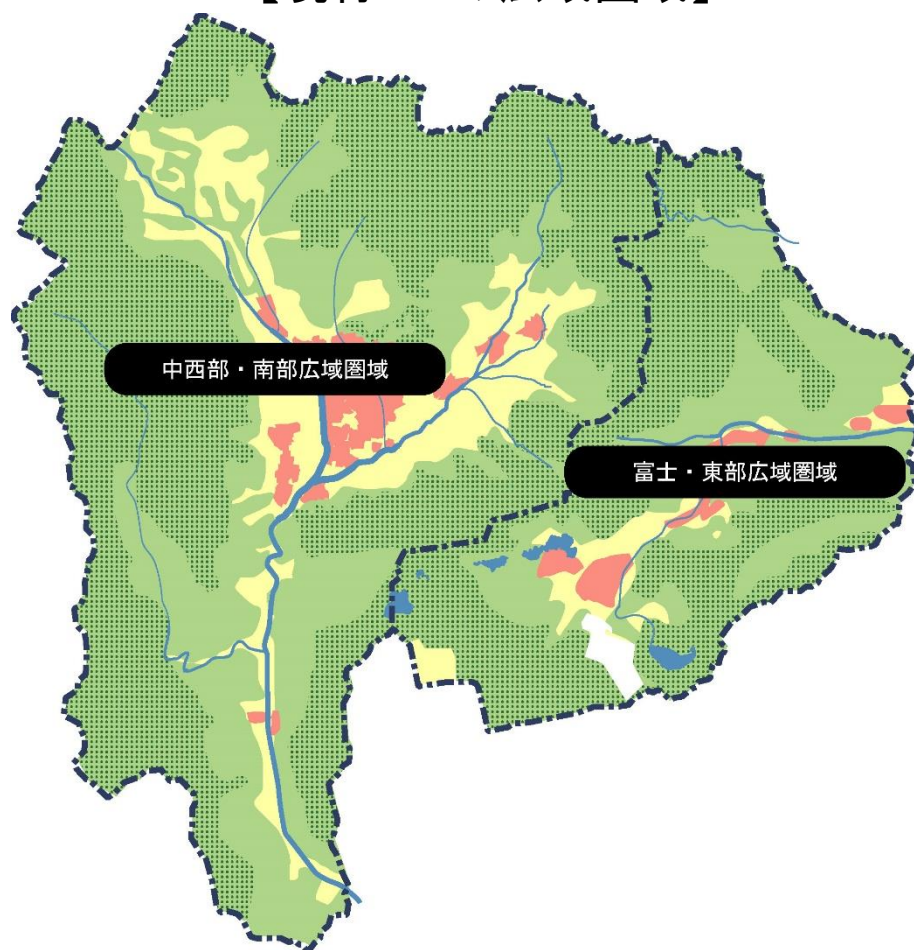
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px dashed black;"></span>	広域圏域	<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:red; border-radius:50%;"></span>	広域拠点
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red;"></span>	市街地	<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:yellow; border-radius:50%;"></span>	地域拠点
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	農業・共生地域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen;"></span>	既存都市機能立地地区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen;"></span>	森林・共生地域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, purple 2px, purple 4px);"></span>	軸
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px dotted black;"></span>	国有林、県有林、保安林、 自然公園特別地域・特別保護地区、 自然環境保全地域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue;"></span>	河川

# 広域圏域

## ・広域圏域の考え方

- ・現行MPでは、中西部・南部広域圏域と富士・東部広域圏域に区分されている。

【現行MPの広域圏域】





# 広域圏域

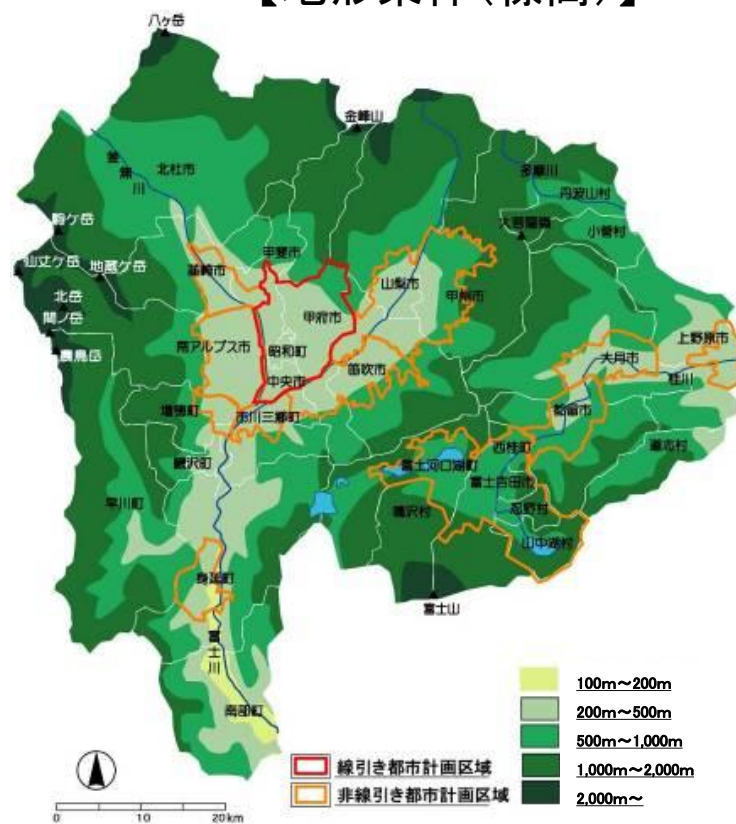
## ・地勢の状況(水系、地形条件)

- ・中西部の大部分と南部の全てが富士川水系(一部多摩川水系)、富士・東部の大部分が相模川水系(一部多摩川水系、本栖・精進・西湖水系)。
- ・中西部と南部は標高200~500mで地域が連担しているが、中西部と富士・東部の間は御坂山地が地域を分断。

【水系】



【地形条件(標高)】





# 広域圏域

## ・日常生活圏(通勤・通学圏)

- ・通勤は、中西部は甲府市、南部は身延町、富士・東部は富士吉田市と大月市などの通勤圏を形成し、それぞれを跨ぐ通勤圏はみられない。
- ・通学は全県1区化に伴い広域化が進んでいるが、中西部・南部と富士・東部を跨ぐ通学圏はほとんどみられない。

【通勤圏】



【通学圏】



※通勤圏、通学圏: 15歳以上の就業者・通学者のうち10%以上が当該通勤圏・通学圏の中心都市へ通勤している圏域

# 広域圏域

## ・商圏

- ・商圏は甲府市、富士吉田市、中央市などで広域商圏を形成。
- ・中西部・南部と富士・東部を跨ぐ圏域はみられない。

【買物場所】



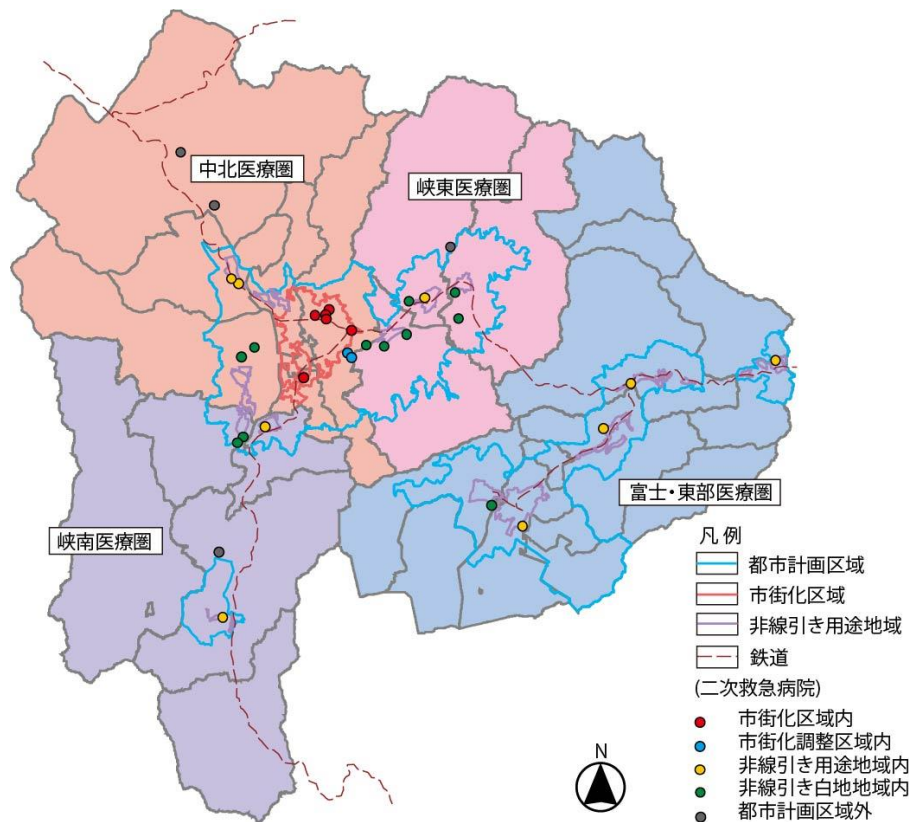
※同一色で塗られた市町村は、白桦都市へ20%以上の購買行動がみられる圏域

# 広域圏域

## ・医療圏・観光圏

- ・医療圏は県内を4圏域に、観光圏は5圏域に区分している。
- ・いずれも中西部・南部と富士・東部を跨ぐ圏域はみられない。

【二次医療圏】



資料:山梨県地域保健医療計画

【観光圏】



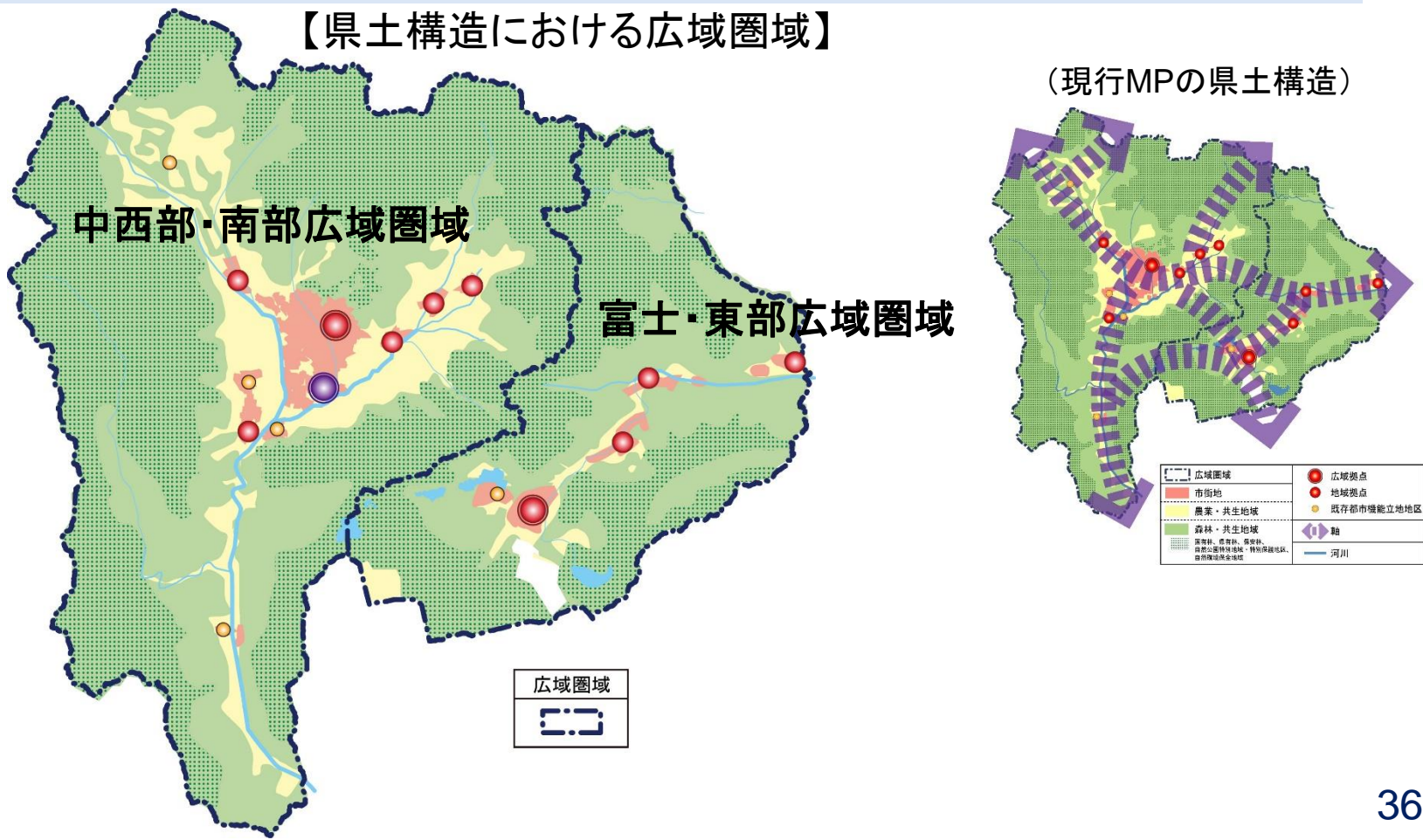
資料:山梨県観光入込客統計調査報告書



# 広域圏域

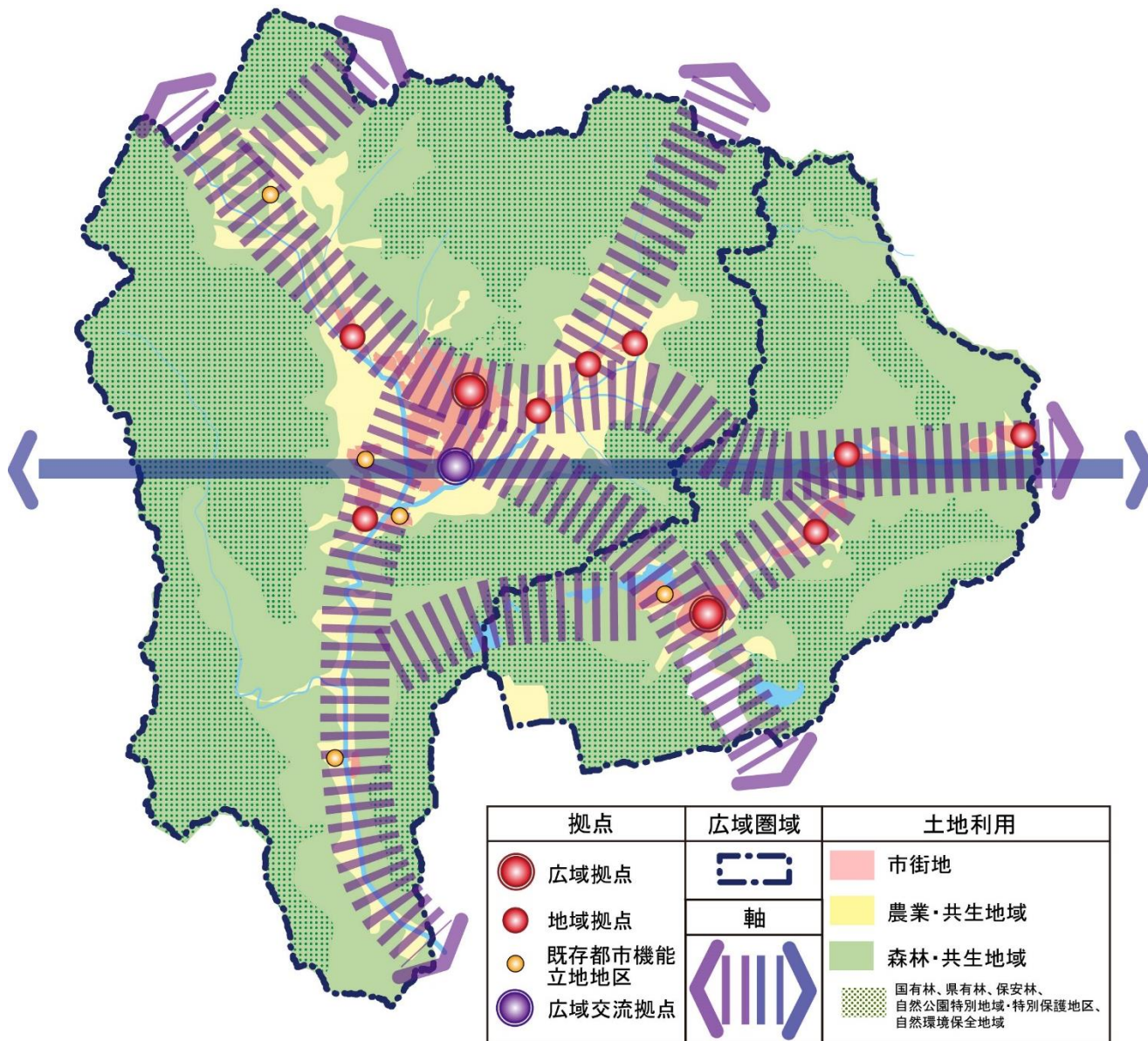
## ・県土構造における広域圏域の設定

- ・人の流動などに広域圏域を跨ぐような大きな変化はないことから、広域圏域は現行MPを踏襲し、中西部・南部広域圏域と富士・東部広域圏域の2圏域とする。



# 目指すべき県土構造

【目指すべき県土構造】



(現行MPの県土構造)

